

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
土浦市

2 構造改革特別区域の名称
土浦市IT人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲
土浦市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 土浦市の特性

土浦市は、日本第2の湖である霞ヶ浦の西に位置し、古くから茨城県南地域の政治、経済、文化の中心をなし、首都東京から約60km、新東京国際空港から約40kmの距離にあり、筑波研究学園都市に隣接する地理的優位性を有している。

平成11年に策定された第5次首都圏基本計画において、つくば市、牛久市とともに広域連携拠点の一つとして位置付けられ、土浦駅周辺をはじめとした既存の業務集積地区の整備とともに、国際性・科学技術関連の高度な集積を特色とした業務核都市として育成・整備し、科学技術中枢拠点の形成を図るとされている。

また、本年3月に策定された新茨城県総合計画において、つくばの科学技術等を活かした産業・研究拠点の形成が位置付けられている。

そのため、まちづくりの理念の一つとして、『活力あふれる「まち」の実現』を掲げ、土浦らしい個性豊かなまちの魅力と、集積している情報通信ネットワークの積極的な活用により、人や情報などの交流を盛んにし、人が集うにぎわいのあるまちを築き、また、産業の育成・振興・中心市街地と南北拠点の活性化等を推進するとともに、情報通信基盤や広域交通ネットワークの整備、周辺市町村との連携等を促進し、活力のある豊かな「まち」の実現を図るとしている。

(2) 地域産業の現況

工業面では、平成16年工業統計調査結果によると、事業所数180、従業者数11,911人、製造品出荷額6,064億円となっており、従業者数においては前年比約12%、製造品出荷額においても前年比約16%の増加を示しており、景気回復の兆しが見える中、企業側も設備投資意欲が回復しつつある。

生産性の向上を図るための設備の近代化や、新たなビジネスの創出が期待される情報通信技術を扱う企業の進出促進及び企業誘致を積極的に進めるため、事業所等を増設した場合に、固定資産税相当額の7割を奨励金として3年間交付する制度を設け、地域経済の活性化と雇用を担う新たな産業の創出に資するため、企業誘致の促進を図っている。

商業面では、茨城県南の中心都市として発展してきた本市は、昭和40年代後半から大規模店の進出が相次ぎ、大型店が全小売業に占める割合も急速に高まっていたが、近年のモータリゼーションの進展等を背景に、郊外の幹線道路沿道に大型店の出店・増床が相次ぎ、中心市街地の大型店の撤退や、中小小売店の体力の弱体化により、停滞傾向が強まっており、特に中心市街地の空き店舗の増加など、商業の空洞化傾向が続いている。

このような中、中心市街地の空き店舗を活用し、ITを活用した起業家支援施設「SOHOつちうら」を設置するなど、起業家を目指す方を対象に、良質なネットワーク・支援体制を整備し、本市の既存産業の振興と雇用の拡大、地域の活性化を図っている。

また、本年、改正都市計画法及び改正中心市街地活性化法が施行され、延べ床面積が1万平方メートルを超える大型店の郊外出店が規制され、これに伴い、空洞化した中心市街地に大型店を誘導することも可能となり、本市においても、中心市街地の賑わい回復を一体的に進めるハード面、ソフト面双方の基盤整備が図られつつある。

なお、平成16年の商業統計調査では、事業所数2,061事業所、従業者数15,737人、年間商品販売額は55,309,307万円となっている。

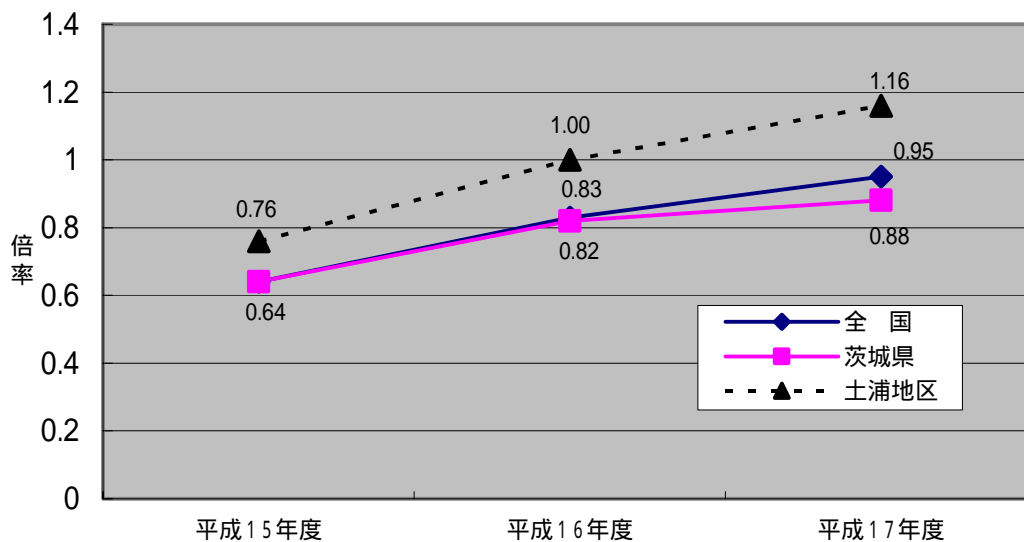
【雇用状況】

本市における雇用状況は、過去3年間の有効求人倍率の推移によると、年々雇用環境は改善傾向にある。

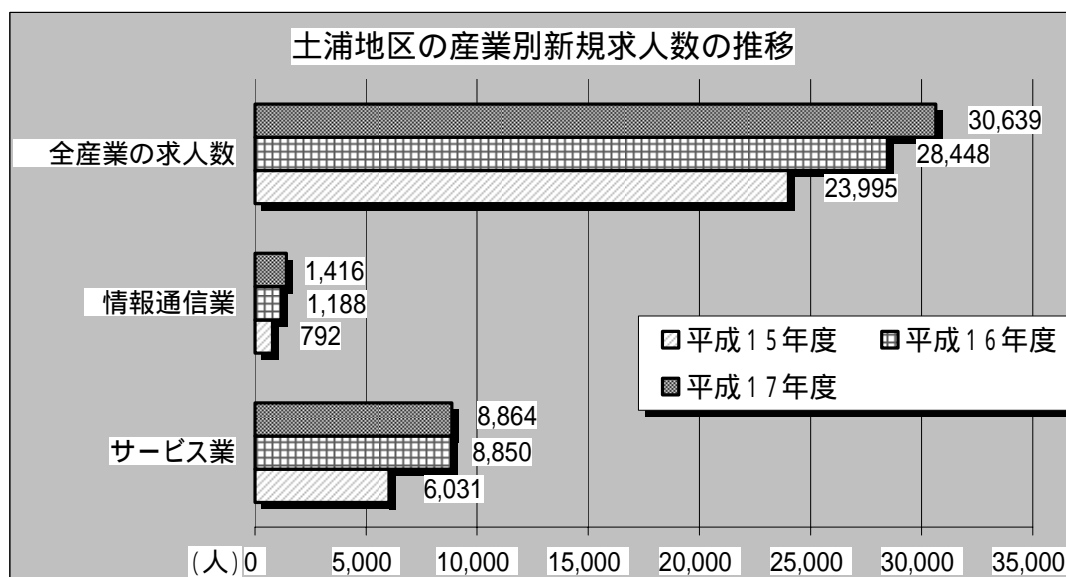
また、過去3年間の産業別新規求人数の推移によると、サービス業は約47パーセントの増加を示しているのに対し、情報通信業は約79パーセントの増加を示しており、情報通信業の新規求人数はかなりの伸びを示している。

なお、平成16年度及び17年度の全産業新規求人数に対するサービス業と情報通信業の新規求人数の割合を比較すると、サービス業が約2.1パーセントの減少を示しているのに対し、情報通信業は約0.4パーセントの増加を示しており、全産業の求人数に対する情報通信業の割合についても増加を示している。

有効求人倍率の推移



土浦地区：土浦ハローワーク管内（土浦市・つくば市・かすみがうら市・阿見町）



土浦地区：土浦ハローワーク管内（土浦市・つくば市・かすみがうら市・阿見町）

5 構造改革特別区域計画の意義

情報化社会の飛躍的進化と国際企業間の激しい競争が行われている現在において、あらゆる産業内において企業内の情報化が進み、事務作業の効率化や生産性の向上等、企業経営の質的变化をもたらし、改革志向により自社の強みを維持し、企業価値を高めるためには、戦略的にIT（情報通信技術）を活用する必要があることから、企業における情報システム部門の重要性が高まっている。

なお、情報システム部門の役割は時代とともに変化し、今では情報インフラシステムの周辺分野に関するあらゆるリスクやトラブルを最小限に抑えろといった、危機管理対応も担いつつあり、優秀なIT人材を求める企業が増加している現況において、企業ニーズに沿った人材の確保も急務となっている。

また、本市においては、中心市街地活性化の一方策として、中心市街地の空き店舗を活用し、IT（情報通信技術）を活用した企業化支援施設「SOHOつちうら」を設置し、積極的にIT関連起業家の支援育成を図っている。

このような中、情報技術に関する知識技能を持ち、情報化を推進するための国家試験である「初級システムアドミニストレータ試験」と情報技術全般に関する知識・技能を持つための国家試験である「基本情報技術者試験」に係る特例措置を活用することで、受験者が午後の試験に集中できることにより、受験者の負担軽減による合格率の向上や、初級システムアドミニストレータ試験や基本情報技術者試験の資格取得希望者が、市内だけでなく広域の市町村からも集まることが予想され、多くの優秀なIT人材の輩出育成が可能となる。

本特例措置に基づく講座を開設し、IT資格を有した人材を育成するための基盤整備を行うことにより、市内に情報処理技術の向上や資格取得及びスキルアップやキャリアアップを目指す学生や社会人などの流入人口が拡大し、学生や求職者に対する就職支援の一助となるとともに、特例措置を講ずること官民協同によるIT人材を育成し、市内産業の活性化や起業の誘発を図り、もって新たな企業の誘致促進につなげることが可能となることから本計画を実施するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) IT資格取得の促進と人材育成

特例措置として午前の試験が免除され、午後の試験に集中できることにより、資格取得の負担が軽減されることから、合格率の向上及び合格者数の増加が見込まれ、学生の就職支援や社会人のキャリアアップを促すこととなり、本市におけるIT人材の育成が期待できる。

(2) 地域産業及び中心市街地活性化への寄与

資格取得の促進により、特に人材が不足がちといわれる中小企業にとって、IT

人材を獲得しやすい環境整備を図るとともに、資格取得のための交流人口の拡大など、より一層の地域経済及び産業の活性化が期待される。

また、高度な能力を備えたIT人材が、起業家として、中心市街地活性化方策の一つである「SOHOつちうら」事業に参画することも十分に考えられ、中心市街地活性化への効果も期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 学生の就業支援と社会人のキャリアアップ

学生にとっては、就職時に情報技術関連の資格が要求される場合が増えており、在学中に資格を取得することは、就職活動に有利に働くことが予想される。

また、社会人にとっても、幅広い業務分野に役立てることが可能な情報技術関連の資格を取得することは、個人のキャリアアップにつながるものであり、さらに高度な情報技術を取得することで、企業の情報化において中心的な役割を果たす人材となることが期待できる。

(2) 人材育成と地域産業の活性化

本市には多くの企業等があり、本資格取得者の能力が発揮できる環境が整っているため、情報技術の利活用能力を高めた人材が、就職時等に資格を有効活用するなど自らのキャリアアップにつながるだけでなく、地域内に就職することや、職場や家庭において情報の利活用を進めるなど、本市の産業の活性化を推進する中心的な役割を担っていくことが期待できる。

また、企業にとっては、地域における有能な人材を効率よく雇用することにより、コスト面の抑制などができ、さらに企業活動の成長も見込まれるなど、人材の需要と供給のバランスを図ることが可能となる。

さらに、情報技術の活用は、情報技術関連企業のみならず、あらゆる分野の事業者にとって必要不可欠なビジネスの手段となっており、IT導入が促進されることにより、生産面及び販売面などにおける経営革新が進むことが期待できる。そのため、戦略的・効率的な経営や新たな分野開拓などによる企業競争力の向上が可能になると考えられる。

また、高度な情報技術を持った人材が育成され、即戦力となる人材の確保が容易となることで、商業や工業、さらには、新産業を中心に民間企業による情報技術の導入が着実に推進され、本市産業の活性化が実現し、長期的には情報技術系企業の立地環境が整備されることになるため、雇用の拡大につながるものと期待される。

8 特定事業の名称

1131(1143、1145)

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144、1146)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 第6次土浦市総合計画

本市は、第6次土浦市総合計画において、将来都市像「生き生きと輝く人と環境にやさしいまち 土浦」の実現に向け、5つの部門別計画を定め、各種施策を展開している。

その中で、特定事業の実施に当たって、特に関連する次の施策を積極的に推進することとしている。

活力とにぎわいのあるまちづくり

個性豊かなまちの魅力を高めながら、まちに人が集まり、住む人も生き生きと輝く活力とにぎわいのあるまちづくりを推進する。

ア 商業・業務

土浦市中心市街地活性化基本計画の推進、市域全体商店街の計画的環境整備、将来のまちづくりを担う人材・組織の育成、新しい時代に対応した新規事業創業支援、広域交流化に対応した情報システムの構築等の課題への取組みを行う。
快適でゆとりのあるまちづくり

ア 情報通信技術

高度な情報通信技術を最大限に活用するため、県南地域の中心都市にふさわしい情報機能の充実とシステムの活用、広域的な情報通信ネットワークの整備や人材の育成を図る。

(2) 新市建設計画

本市は、18年2月20日付けで旧新治村と合併したが、新市が目指す将来像を「住みやすい 希望あふれる快適環境都市『新しい土浦』」と定め、両市村による新市建設を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定した「新市建設計画」の中において、特に関連する次の施策を積極的に推進することとしている。

活力とにぎわいのあるまちづくり

ア 商業・業務

首都圏の業務核都市にふさわしい機能集積を推進しつつ、県南地域の中心都市として、商業・流通機能の充実と業務の充実を図る。

新産業

長期的な経済不況と消費低迷の中、中心市街地活性化を図るため、市街地ゾーンにおいて、新しい産業の創出、既存産業の高付加価値化を図るとともに、空き店舗対策として、チャレンジショップ事業、SOHO支援事業、賑わい商店街創出事業等による起業家の育成や、就業転職対策を推進する。

SOHO支援事業とは、中心市街地活性化の一方策として、土浦商工会議所が事業主体となり、中心市街地の空き店舗を活用して「SOHOつちうら」を開設・運営することにより、ITを利用した起業家の育成及び起業家を目指す人々を育成・支援する事業である。

(3) 中心市街地活性化基本計画

本市は、平成12年4月に、「人が集う賑わいのある拠点づくり」を基本理念に、市民・事業者・行政が一体的となり、新しい生活文化の創造を目指すため、中心市街地活性化基本計画を策定し、この計画の中に、新しい生活文化創造の目標の一つとして、「楽しみのあるまちに育てる」を掲げ、女性や高齢者を含めた起業家精神の旺盛な市民を対象とした新しいサービス機能の充実化を図るため、新都市型サービス産業の育成を位置づけている。

商店街の空き店舗活用事業（SOHO支援事業）

中心市街地の空き店舗を起業家の育成・支援を目的とした、小規模オフィススペースとして活用し、IT等を活用した専門性の高いSOHO事業者同士、あるいは地元企業・既存の商店が相互に補完し合い、相乗効果を誘発し、新しいビジネスの育成を図るため、平成15年3月にSOHOつちうらを設置し、ITを利用した優れた起業家の育成や、起業家を目指す人々の人材育成に努めている。

別紙 1

1 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午
前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

講座の開設者

学校法人 筑波研究学園 筑波研究学園専門学校

所在地： 茨城県土浦市上高津 1601

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政
法人情報処理推進機構(I P A)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

初級システムアドミニストレータ試験対策講座

履修計画：別添資料1のとおり

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「シスアド技術者能力認定試験(2級)」を受験し、
合格した者であって、当該講座の2/3以上の出席をもって履修した者について、修了認定
に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)の定め
る合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

独立行政法人情報処理推進機構(I P A)が提供する問題を使用して、修了認定に係る
試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定
に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事

業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示に定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を当該民間資格の取得を証する写しと併せて独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：シスアド技術者能力認定試験（2級）

試験科目：シスアド技術者能力認定試験（2級）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

試験項目	
1	情報の基礎理論
	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
2	データ構造とアルゴリズム
	流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法
3	ハードウェア
	半導体と集積回路
	プロセッサ、動作原理
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
	入出力インターフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4	基本ソフトウェア
	OSの種類と構成
	ファイル管理、障害管理
	ヒューマンインターフェース、日本語処理
	ミドルウェア
5	システム構成と方式
	システム構成方式、処理形態
	システム性能、信頼性
	応用システム
6	システム開発と運用
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
	システムの環境整備、運用管理
7	ネットワーク技術
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LANとインターネット
	電気通信サービス

	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
8	データベース技術
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQL の利用
	DBMS の機能と特徴
	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)
	分散データベース
9	セキュリティ
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10	標準化
	データの標準化
	標準化組織
11	情報化と経営
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)
	情報化戦略(業務改善など)
	財務会計(会計基準、財務諸表など)
	管理会計(損益分岐点、原価管理など)
	IE 分析手法、管理図
	確率と統計
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
	関連法規(情報通信、知的財産権)
12	表現能力
	発表技法
	文書の書き方
	マルチメディアの利用

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

別紙 2

1 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人 筑波研究学園 筑波研究学園専門学校

所在地： 茨城県土浦市上高津 1601

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ

所在地： 東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

基本情報技術者試験対策講座

履修計画：別添資料2のとおり

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の2/3以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題または、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示に定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を当該民間資格の取得を証する写しと併せて独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語
	計算量と情報量
2 データ構造とアルゴリズム	データ構造、アルゴリズムの基礎
	流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率
3 ハードウェア	半導体と集積回路
	プロセッサ、動作原理
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア	OSの種類と構成
	プロセス管理、割込み制御
	主記憶管理、仮想記憶
	入出力制御、ジョブ管理
	ファイル管理、障害管理

	ヒューマンインタフェース、日本語処理
	ミドルウェア
5 システム構成と方式	システム構成方式、処理形態
	システム性能、信頼性
	応用システム
6 システム開発と運用	プログラム構造、制御構造
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
	システムの環境整備、運用管理
7 ネットワーク技術	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LAN とインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
	ネットワークソフト
8 データベース技術	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQL の利用
	DBMS の機能と特徴
	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)
9 セキュリティ	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10 標準化	情報システム基盤の標準化
	データの標準化
	標準化組織
11 情報化と経営	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)
	情報化戦略(業務改善など)
	IE 分析手法、管理図
	確率と統計
	最適化問題、意志決定理論
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
	関連法規(情報通信、知的財産権)

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。